

交野市子ども・子育て会議（第5回）

議事録

開催日時	平成26年7月30日（水） 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	交野市立保健福祉総合センター 3階 展示活用室
出席者 （委員）	大橋委員、井上委員、東口委員、端野委員、関委員、伊賀委員、船戸委員、野中委員、高垣委員、有元委員、岡本委員、宮根委員
欠席者	富田委員、森岡委員、福山委員
事務局	川村部長、金山参事、小川参事、東口課長、真鍋課長、中村課長、奥野課長代理、今村課長代理、林係長
傍聴の可否	可（定員 5名）
傍聴者	1名
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育短時間認定における就労時間の下限設定について</li> <li>②次世代育成支援行動計画の報告</li> <li>③『交野市子ども・子育て支援事業計画』素案について</li> <li>④新制度に係る運営基準等の条例案について</li> <li>⑤その他</li> </ul>
資料	<p>交野市子ども・子育て会議 次第</p> <p>資料 1-1 保育の必要性の認定について</p> <p>資料 1-2 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）</p> <p>資料 2-1 交野市次世代育成支援（後期）行動計画進捗管理シート</p> <p>資料 2-2 交野市次世代育成支援（後期）行動計画 進捗状況事業評価基準</p> <p>資料 3-1 交野市子ども・子育て支援事業計画 素案</p> <p>資料 4-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る条例（案）</p> <p>資料 4-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例（案）</p> <p>資料 4-3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る条例（案）</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今より交野市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、また暑い中、ご出席をたまわりまして厚くお礼申しあげます。それでは開会に先立ち、会長よりひとことあいさつをお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>こんにちは。昨日、テレビを見ていたら、小1の壁という問題がある番組でやっていました。私は小学校の教師をしていましたが、小学校1年生の子が学校に慣れるまでの間、初めの1カ月ぐらいは給食なしで早く帰ってくるというのを昔からやっています。あれは、実は何のためかというと、小学校生活に慣れるためにそういうことをしているんですね。ところが、私が退職するちょっと前になると、1学期の終わりぐらいにようやく慣れてくれるというように、慣れてくるのが遅くなりました。小1問題というのは、そんな話かなと。子どもが社会生活に慣れるのが昔の子どもに比べて遅くなってきているという問題かなと思って聞いていましたら、実は、子どもが保育園に行っている間は、お母さんは働いており夕方まで帰ってこない。ところが小学校に入ると、子どもは給食を食べてすぐに帰ってくるから、2時ぐらいにはお母さんが家にいないといけない。その話の中で学童保育の話が出てきて、民間の学童保育の話もテレビでやっていました。色々な形の中で制度が進んできましたが、それで足りない部分もある。ちょうど私たちが今、この会議の中で話し合っている部分はその中の一つだなどと思いながらテレビを見ていました。</p> <p>でも、よく考えてみると、私が1972年に学校に入った時には、まだいわゆる学童保育というものもありませんでした。もっと前になると、そんなものはありませんでしたので、もっとひどかったと思います。昔は胸に鍵をぶら下げた子がたくさんいて、鍵っ子と言われていて、そういう時代もあったなどと思いながらテレビ番組を見ていました。</p> <p>色々思うことはあって、やっぱり両親が働くためには、どれだけ周囲が支援していくかということが大事だなと思います。来年4月からこの計画が進んでいくのだろうと思いますが、もうそろそろ大詰めの段階に入っているのではないかと思います。私たち、学習も十分ではありませんが、できるだけ交野の子どもたちにとって、また交野の親御さんにとって良い計画ができていくように、そしてそれも交野市にとって無理のないような計画にしていかなければならないと思います。もう少し頑張ってご審議いただけるよう、よろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>それでは、ここからの会議の進行については、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>第5回子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。事務局、本日の委員の出席及び傍聴の状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>出席状況の前に本会議委員の変更についてご報告申し上げます。前回まで公立幼稚園保護者代表として委員であられました川上さまから、宮根さまに変更となっており、本日まで出席をたまわっています。よろしくをお願いします。</p> <p>本日の子ども・子育て会議の委員の出席状況をご報告します。会議委員15名中、現在12名の委員に出席いただいています。出席委員が過半数を超えていますので、交野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、森岡委員、福山委員におかれましては、所用のため、欠席のご報告をいただいています。また、富田委員におかれましては、少し遅れて出席していただけるかと思っております。出席状況については以上です。また、本日の傍聴者は1名です。</p>
会 長	<p>この会議が成立しているということですので、あらためて議題に入りたいと思います。本日の議題①保育短時間認定における就労時間の下限設定についてです。この案件については、委員会の審議事項ということですので。まず事務局からの説明を聞き、その後、審議に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>その前に会議資料の確認をいたします、</p>
事務局	<p>資料確認</p>
事務局	<p>それでは、保育短時間認定における就労時間の下限設定についてご説明申し上げます。この案件はにつきましては、資料2として配布しております『子ども・子育て支援法施行規則』の第1号に記載されております市町村が定める事項となっております。委員の皆様には審議をお願いするものです。まずは、資料1をご覧ください。保育の必要性の認定についてですが、新制度では保護者の申請を受けた市町村が基準に基づき、認定を行うこととされています。保育の認定区分としましては、保護者の就労時間によりフルタイム就労の場合又はそれに近い場合を想定した『保育標準時間』認定と、パートタイムで就労する場合を想定した『保育短時間』認定の2区</p>

	<p>分となります。この2区分のもと、利用可能な最大限の保育の必要量を支給することとなります。保育の必要量のイメージとしては、下の帯グラフをご覧ください。上段の『保育標準時間』が、現行の制度における保育所開所時間の1日11時間までの利用が可能なもので、就労時間の下限は、1か月当たり120時間程度とすることを基本とされています。また、下段の『保育短時間』は、1日あたり8時間までの利用が可能というものです。この『保育短時間』認定における就労時間の下限設定が、『子ども・子育て支援法施行規則』に記載されています、1か月当たり48時間から64時間までの範囲内で市町村が定めるというものです。次の頁をご覧ください。下段のニーズ調査からみました交野市の就労実態をご覧ください。就労時間が64時間以上である割合が約9割となっており、下限時間を64時間に設定したとしても大半の保育ニーズを満たせることが可能と考えます。また64時間未満の就労時間の家庭には、一時預かり事業等の子育て支援で対応可能かと考えています。大阪府でも約7割の市町村が、64時間に設定すると聞いているところです。以上のことから、上段の表に示しております通り、現段階において市としましては、保育の必要性の認定に関する基準を、国の示します基準どおりし、『保育短時間』認定における就労時間の下限設定を、現在の就労実態や、近年の保育所待機状況及び現行の保育所入所要件等を勘案し、1か月当たり64時間に設定したいと考えております。</p>
委 員	<p>ひと月64時間以下、ひと月48時間以下ですので、おおむね1日何時間ぐらいを想定しているかというところを委員にお示しいただければいいかと思えます。</p>
事務局	<p>月64時間になりますので、週に直しますと16時間になります。週4日の1日4時間で64時間と考えていただければと思います。64時間の振り分けは個々の家庭によって違いますが、基本的には週4日の4時間以上と考えていただければと思います。</p>
会 長	<p>今、説明をいただきましたように、月64時間というと、なかなかピンとこないもので、今、委員の方から意見がありましたが、月64時間は週にしたら16時間、48時間は週12時間、週4日の4時間で64時間、週3日の4時間で48時間というふうに考えればいいのではないかという話です。他に委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたらおうかがいします。ありませんか。交野市のニーズ調査からしても、交野市の9割が64時間以上の方だということと、それからそれ以外のところで希望される方には一時預かりで対応するという話があります。一時預かりというのは、どういうものですか。詳しい説明をお願いします</p>

事務局	<p>一時預かりは、現在交野市内では交野保育園と星田保育園で実施しています。保護者が働いている、働いていないにかかわらず子どもを預けたい時に1日または半日単位で預けるという事業で、一時預かりを希望する日を事前に保育所に予約するといった内容です。現在交野市では月120時間以上働いていないと保育所に入れませんよ、申し込みができませんよという基準、つまり1日6時間で週5日以上働いていないと保育所に入れませんかということで行っていますが、新制度では48時間から64時間の範囲において市が下限時間を定め、その基準に従って1日8時間以内の保育を設定するということが定められ、今回、提案させていただいたものです。</p>
会長	<p>どうでしょうか。何かご質問はありませんか。今、一時預かりの実績はどのぐらいありますか。去年の実績はわかりますか。急におたずねして申しわけありませんが。</p>
事務局	<p>交野市の一時預かり事業で利用されている延べ数ですが、25年度については1,670児が利用されています。</p>
会長	<p>結構な利用があるわけですね。なかなか分からないことがたくさんあると思いますが。ここである程度、決めていくのですから、不明点を残しておくとはよくないと思います。</p>
委員	<p>民間では一時保育をしています。公立園では一時保育実施の予定はありますか。</p>
会長	<p>今、民間の保育園では一時保育をやっているけれども、公立ではやる予定はないかということですが。</p>
事務局	<p>現在、公立園では一時保育を実施する予定はありませんが、昨年9月に公立幼稚園で4歳、5歳児の預かり保育を実施させていただいています。今、言われている一時預かり、つまりどこにも属していない、通っていない子についての保育ではありませんが、公立園としては、通常9時から2時までの保育時間ですが、2時から4時の延長保育を在園児限定で実施しています。ただ、一時預かりという部分については、今のところ公立では考えていません。</p>
会長	<p>要は64時間にすると。64時間に設定した時に、定員を増やす努力はしなければなりません。その辺りが出てくると。48時間にすると同様の考えが必要になるということですね。</p>

事務局	<p>そうですね。64 時間の短時間保育の方と、標準的な 11 時間保育をされる方の 2 種類に分かれますが、当然、キャパがある中で 64 時間という下限を設けると、やはりその分だけ増えてくる。保育の提供を受ける子どもが増えるというのが実情なので、48 時間にしたら、さらにそれが増えると。施設のキャパでいけるかどうか、考えなければならないところが出てくると思いますが、今まで標準的な保育を受けている子にも影響が出てくるかなど。その辺も含めて 64 時間が妥当ではないかというのが市の考え方です。</p>
会 長	<p>ほかにご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>今、交野保育園、星田保育園の方で 64 時間の方を対象に実施するだけで、例えば、わかば保育園とかがやるというわけではないのですね。</p>
事務局	<p>短時間で言われている部分ですが、この分については、交野保育園と星田保育園というわけではなく、すべての保育園、これから認定こども園が出てくるのですが、2号認定、3号認定という形で出てきますが、すべての施設において短時間保育というものを実施していきますので、今言っている 64 時間を超えているケースについては、今までの保育所に入るといった部分については広げるような形になります。円グラフをちょっと見ていただいたらいいのですが、ここでいう 120 時間以上というのが、今まで保育所に入っている方について、こういう黒い部分で受け入れしている部分です。今回、その次の 64 時間から 120 時間未満が 16.6 パーセント、この方々についても、保育認定を行っていこうと。保育所で受け入れていこうというふうに考えていただけたら結構です。あと、それ以下の 48 時間から 64 時間、あるいは 48 時間未満、この方々については一時保育等を利用していただこうと考えています。</p>
会 長	<p>交野保育園、星田保育園でやっているものは、それはあくまで一時預かりであって、普通のいわゆる子どもたちを預かる保育所の基準ではないと。要は、ここでいう黒いところの太い斜線の部分が黒くなるのと一緒にですね。それを、保育園で全部受け入れていくような、なんとかして全部受け入れていく方向で考えて、それ以外は預かり保育でといった考えですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>

委 員	ちなみに、以前所属していた保育園ですでに手一杯だったのに、短時間の下限を設定すると、定員の関係から長時間保育の児童に負担をかけるかもしれないとおっしゃっていましたが、その対応の方も、考えていっていただければと思います。
事務局	今回の計画の中で、受け入れ部分を広げることも踏まえて、キャパの確保という部分についても、これからこの会議でお示ししていきたいと思っています。
会 長	要は、広がったキャパの部分は、市がどうしても用意しなければならないわけですね。
事務局	そうですね。今までも量の確保方策ということはこの会議においても述べておりますが、その確保策につきましては、この計画の中でも一定の5年間の計画をもってお示しするということになっていきますので、今後、ご議論をお願いすることになります。
会 長	なかなか一気にそれを含めて全部というのは難しいところもあると思いますが、努力というか、やらなければならないということですね。宜しくおねがいします。他にありませんか。
委 員	現在、保育標準時間の保育所児さんがいらっしゃると思いますが、この新制度で、短時間さんが入ってきた時に、標準時間さんの人数と短時間さんの人数というのは、何名、何名というふうに区切られるのですか。数は決まるのですか。
事務局	ニーズに応じた形で施設に受け入れをお願いすることになりますが、現在、短時間、長時間の人数の配分というのは、考えていません。
会 長	だから今までの分の 120 時間と 64 時間の部分というのは、受け入れ体制は何も違いはないということですね。
事務局	体制というか、区分が二つに分かれるというところが誤解を招くところがあると思います。今までの月 120 時間という標準時間と、短時間の 64 時間以上の方の体系ができるということで、入所の調整については、当然、今まで点数を付けて優先順位を決めているわけですが、その内容自体はそう変わるものではないと考えています。

会 長	保育標準時間の分と保育短時間の2区分はあるけれども、それについての差はないということですね。
事務局	そう変わるものではないと考えています。
委 員	受け入れ側からしても、あえて保育標準時間と保育短時間に分けるといったことは、かえって難しいです。
事務局	もう一度、資料に基づいて説明いたします。横に時間グラフになっている表を見てください。保育標準時間、例えば、公立の保育所でいうと、11 時間というのが朝の7時半から夕方6時半まで。これが保育の標準時間。公立保育園が延長保育料もやっているのが7時半から6時半です。これが一般的な標準時間といわれるもので、この中に入っている8時間というのが、通常の9時から5時までの短時間さんが利用する時間帯なのかなというように考えていただいたら結構です。今であれば、例えば、9時から5時でやっていますが、当然、送り迎えの時間がありますので、その時間も加味したうえで、例えば、8時半からとか8時からとか、延長保育という部分を公立園では認めています、そういう部分に関係なく、あくまでも9時から5時の間の中で保育できるようなお仕事をされる場合は、保育短時間を利用して下さいよというようなものになっています。
会 長	ほかにご意見がないようですので、審議事項ですので採決を採りたいと思います。市の方もある程度の見込みを出して、64 時間ということにしていますが、保育認定における就労時間の下限設定について、64 時間が妥当と思われる委員の挙手をお願いしたいと思います。それではお願いします。64 時間でいいですか。
	採決
会 長	はい、多数ですね。それでは賛成多数ですので、下限設定については、64 時間と決定しました。それ以下のものについては、一時預かりでやっていこうという市の方針をもう一度確認だけしたいと思います。
	それでは2点目の案件、交野市次世代育成支援行動計画の進捗状況について説明願います。
事務局	資料に沿って、次世代育成支援行動計画の進捗状況について説明



会 長	説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ただいまの説明について、委員の皆さんの質問、ご意見等があれば発言願います。ありませんか。
委 員	病児・病後児保育についてです。保育園の方で、交野保育連盟というところで、保護者の方に毎年アンケートを採っているのですが、その中で病児保育を早く整備してほしいという意見が本当に多数、毎年のようにあります。以前、多分お電話でお聞きしたと思いますが、この目標が達成されていませんが、いつできるという現実的な年数みたいなものがあるのか、ないのか。なかったら、いつまでも、話はしているということで続くと思うのですが、そういうのがあれば、こちらも保護者の方にとりあえず、いつを目標設定にしていますという返事ができるのですが、いかがでしょうか。さきほどは1年後とおっしゃっていましたが、なぜ1年後なのか、それがどこにできるのか、大体のことを教えていただければと思います。交野病院が移設して新しくできるので、そこなのかなとも思いつつ、聞かせていただきます。
事務局	病児保育についてお答えします。病児・病後児保育の要望を出していただいているのは、よく承知しています。市の方も、今ではなく、昔から病児・病後児保育については、医療機関に対して開設をお願いしてまいったところですが、やっと病児保育の開設が可能な方向に進んでいるところでして、開設していただける市内の医療機関に依頼をしているところです。開設はいつからという説明は明確には言えませんが、次世代育成支援行動計画の最終年度である26年度では実現できませんでしたが、できるだけ早い時期に向けての開設をと考えているところです。
委 員	多分1年前も、2年前もそういうお答えだったと思います。話が進んだということが回答という感じですか。
事務局	開設の方向に向けて進んでいるということです。
委 員	いつかはできるということですよ。
事務局	4月か5月か6月かといわれると明確にはお答えできませんが、できるだけ早い時期での開設をと考えています。
委 員	何がネックになっているのですか。

事務局	病児保育の開設には、当然、そのスペースの確保や整備が必要となります。また、病児保育に携わる人員の確保も必要となり、採算性の問題も生じてまいります。このことから、市内の医療機関にも依頼をかけていますが、なかなか条件が整わなかったというところが考えられます。
委員	病児保育については、やはり1カ所ではなく、2カ所あれば良いと思うのですが。
事務局	そうですね。枚方市、寝屋川も複数箇所ありますが、交野市はやっと1カ所できるかなというところですが、複数箇所という形がベストだとは考えています。
委員	今、病児保育が交野市にないので、寝屋川や枚方の市外の病児・病後児保育を利用されている方もおられますが、その方は市外になるので、利用料がどうしても高くなってしまいうそうです。いつできるのか答えられないのであれば、市外の病児・病後児保育を利用せざるを得ない方に対する援助という形で考えることはできませんか。経済的な補助をすると。
事務局	今のところ、市はその辺りは考えていませんが、今、開設に向けて進めているところでもあり、他市の病児・病後児保育を受けられる方への援助は今のところ考えていません。
会長	ずっと前からよく聞いている話だなと思いながら聞いていました。色々難しい責任問題がたくさんあるということは分かります。病児保育については、少し前向きな話をしてくださったと思いますが、それ以外に何かありますか。
委員	資料2-1の5ページ、地域における見守り体制の充実というところで、色々研修会をされているようですが、こちらは小学生の帰り道に立っていただくというようなボランティアの方のことですか。
事務局	これは子育て支援課がやっている事業であり、ボランティアで地域に立っていただいている方につきましては青少年育成課の方が管轄する事業などがありますが、ここでいう研修等につきましては、児童虐待等について、民生委員児童委員等を対象に、地域の中で児童虐待等の疑いがある児童や受けている児童などがいたら連絡をしてくださいというネットワークの位置づけで、研修会をさせていただいています。地域の人とネットワークによる体制づくりをやっていこうという見守り体制の充実ということです。

会 長	見守り隊ではなく、見守り体制ということですね。
事務局	そうです。
委 員	勘違いしての質問でしたが、ちなみに青少年育成課のものであって、健やか部の子育て支援課では管轄外になりますか。地域で見守り隊の方たちは。それはまた課が全然違いますか。
事務局	青少年育成課で所管しています子ども見守り活動の推進については、今、資料2-1の10ページの中、中項目5の2の小項目2の最後のところにご紹介しています。これはご存じの方も多いかと思いますが、ボランティアという形で、下校時、通路の各所に立っていただいて、子どもさんを犯罪から守るという活動です。
委 員	地域に立っていただいているという話ですが、交野小学校区域にその方たちが見当たらないのが不思議だなと思います。あとは、交野小学校に警備員さんがいなくなったそうです。そのわりには門を開けっ放しにして、ある意味誰でも入れるような状態になっていて、それも危険だなと思っているところですが。
会 長	小学校内のことについては学校の管轄になります。学校によって違いがあります。それから地域の見守り隊の件については、交野小学校の中でボランティアがあるかどうか。
事務局	ございます。全部の小学校に見守り隊の方はいらっしゃいますから、信号や交差点に立っていただくようにしています。交野小学校校区内にもいらっしゃいます。
会 長	私は校長をしていましたが、夜間の見守りも月に1度、校長も含めて電気を下げて8時、9時、10時に見守ります。そういう地域パトロールもやっています。それは必ずしも子どもの見守り隊とは違いますが、それも過去20年、30年の歴史があります。その辺り民生委員児童委員さんや少年補導員さんが出てきてやってくれています。その辺りは各学校の見守り隊の話ですから、ちょっとここでは分かりませんね。
委 員	小学校に直接問い合わせればよろしいですか。

会 長	小学校になるか、教育委員会になるか。
委 員	分かりました。そちらで聞いてみたいと思います。
会 長	目にするかどうかというのは、各学校で違いがあります。私も家の近所を見て回ると、そういうことを派手に、これだけアピールしなければならないのかなと思う程キンキラのものを着てやっておられるところもありますし、わりと大人しいところもあります。そのあたりの違いがあると思います。その辺は次回までに聞いておいていただけますか。ほかにありませんか。
委 員	10 ページ、不登校の対応についておうかがいしたいのですが、平成 24 年度に比べて平成 25 年度は本当に相談件数が多くなっています。関係機関は大変な状況なのではないかなと思いますが、どのような対応をされているのか具体的に知りたいと思います。
事務局	これまで長宝寺小学校にありました市の教育センターを 25 年に青年の家の方に移設し、そこにカウンセラーの方、それから退職校長の配置をしましたので、長宝寺小学校にあった時よりも相談件数は増えています。今年度については、ピアカウンセラーという専門職も置いています。他市に比べて、交野市の不登校の数はかなり少ないのですが、それなりのカウンセリング等されて、徐々に人数が減ってきている状況です。それに対しての問い合わせ、もともと指導主事の先生方がそちらに行って、こういう場合はどうするかというような相談も退職された校長先生におうかがいしており、そのカウント数も相談件数に入ってきます。
会 長	相談数と深刻さは比例しないということです。逆にいうと、相談がない時の方がまったく掴めなくて怖いという場合もあります。私も長い間担当していますが、そういうことがありました。昔から交野市は他市に比べて不登校の子が少ないという状況がありましたので、若干カウントがこれまで少ないという状況があります。密になったという部分と、もう一つは、一つの変わり目になっているかもしれません。ただそれは一概には言えないと思います。またその詳しい話は次の会議でもう一度聞いてくださったら説明ができると思います。教育センターの方は、いつでも退職した校長等が電話を受けていますので、それも聞いていただいたらいいのではないかと思います。数字だけでは分からない部分もあります。雑談の中で話をしてくれることもあると思います。

	ほかに質問がないようでしたら、3番目の案件、『交野市子ども・子育て支援事業計画』素案について事務局より説明願います。
サーベイリサーチセンター	資料に沿って、交野市子ども・子育て支援事業計画素案について説明
会 長	説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたら発言願います。素案から成案になると、かなりのボリュームになりますね。
サーベイリサーチセンター	そうですね。3倍ぐらいになります。
会 長	質問がないようでしたら新制度に係る運営基準等の条例案について説明願います。
事務局	資料に沿って、新制度に係る運営基準等の条例案について説明
会 長	条例については、かなり専門的な内容ですので、表現も分かりにくいものがたくさんあります。理解しにくいとは思いますが、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
委 員	今回、運営に関する基準を定める条例とあります。設備に関する条例もあると思いますが、あとは利用人数に係る条例も必要になると思います。ここには3種類ありますが、3種類の施設という意味であって、一つの施設に関して何種類の条例が必要になってくるのかなど。例えば、支給は載っています。利用者が利用者負担額を支払わなければならないという情報が一切なくて、先ほど、ここで決議しました64時間以上働いている方も、おそらく条例化されると思いますが。
事務局	今、おっしゃったのは、特定教育・保育施設の分でいくと、6ページ、利用者負担額等の受領という項目がありますが、これとはまた別ですか。
委 員	これは支払う額を利用者に通知しなさいという意味ですね。
事務局	今、おっしゃっている部分ですが、とりあえず今回、3つの運営基準については、

	<p>直近の 10 月議会で上げるような形になると思いますが、あと、利用者負担額の設定や保育料金改定の条例等については、今回、10 月ではまだ上げないような状況になると思います。このあと利用者負担とか、ほかにもまだ決めなければならない部分、規則になる部分もあると思いますが、今後またこの会議でも提示させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>それがあと何種類ありますか。</p>
事務局	<p>国から示される部分もありますが、この条例案も国から政省令という形で降りてきています。今日も大阪府の会議に行ってきたのですが、今後、大阪府にもその辺りを示してもらえようお願いはしていますが、あといくつあるかは、この場で明確にはお答えできません。今後 12 月議会、3 月議会に向けて条例や規則の改正、制定をしていかなければならないと思っています。</p>
委員	<p>少なくとも、先ほど決疑しました 64 時間以上という部分の条例案はまだ残っているということですね。</p>
事務局	<p>今、東口の方から説明がありましたが、条例、規則、それに帯する施行規則もあります。規程というのもあります。国の方は条例というところを示すのは、今、資料で提示しています条例、運営、放課後児童健全育成事業の運営、設備等をいっていますが、その他に、保育の必要性、下限時間、それから保育を必要とする項目については、条例でいくか規則でいくかという判断も出てきますので、今、国の方が近々に定めなさいという条例は、今、提示しているものでありまして、その他につきましては 3 月までに条例でいくか、規則で定めるかということは、もう少し期間がないと、その方向性がまだ示されていない状況なので、その辺を踏まえて、年度内には提示したいと考えています。</p>
委員	<p>要は、これがすべてではないということですね。最初の基本の部分をも 10 月議会で通していきたいという話ですね。</p>
事務局	<p>放課後児童健全育成事業の件でいくと、この会議もありますが、放課後の運営委員会というものもあります。その中で議論はされていますが、時間延長のところも話をされています。その時間延長や料金のことについては、今、お示しさせていただいた条例の他にまだ条例もありますので、その条例改正も出てきますので、その時にご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会 長	ほかにご質問はありませんか。
委 員	私は今日から参加させてもらったのですが、この交野市放課後児童会というお話も、先ほどの支援の計画の中にもありましたが、児童会の役員の方は、この会議には出席されないのですか。結構、直接関わってくることなので。お仕事をされているから、平日はどうかと思いますが。
事務局	教育委員会の所管になりますので、ちょっとかいつまんだ説明になりますが、放課後児童については、放課後児童会というものがあり、その中に運営委員会というものがあります。その運営協議会の中で時間の設定や料金の設定といった取り決めをされています。その取り決めについては、運営委員会で諮りなさいということになっています。今、この新制度で小学校4年生までのお子さんが6年生までの規定になったと。この小学校2年間の分をどうしていくかというところを放課後の運営委員会で議論されます。ここに提示しているのは、その議論されたところ、まだ結論までは至っていませんが、一応、そういう案的なところで、今日はお示しさせていただいています。またいずれここにお示しすることになると思います。この会議の場ということですが、当然、保護者の方もおられますが働いている世帯なので、お昼の時間帯はなかなか厳しいところがあるのかなと。
委 員	では、そちらの方で会議には参加されているということですね。
事務局	はい、そうです。
会 長	個々の問題はそこである程度話をしてもらったらいいいと思います。ここは全体像ということですから、べつに委員が出る、出ないは関係ないということですね。それでは、10月の議会で3つの条例が諮られるということですね。
事務局	はい。
会 長	そのあと、またそれに関連して出てくるだろうという話でよろしいですね。それでは、この議題は終わりたいと思います。 最後の案件その他ですが、何かありますか。今回の案件で確認したいことやその他のことでも結構です。ありませんか。ないようですので、最後に事務局から次回に向けての報告ということでお願いします。

事務局	次回開催案件について説明
会長	<p>今日の案件がすべて終わりました。お忙しい中、お疲れさまでした。これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>